

第7回選挙管理委員会 会次第

令和6年6月3日(月)
午後4時～

1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の定時登録及び同法施行令第22条第1項の規定による選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

公職選挙法第19条の規定により、毎年3月、6月、9月及び12月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うこととされています。

同法第22条第1項では、登録月の1日現在により、有権者を同日（同日が地方公共団体の休日にかかる場合には直後の休日以外の日）に選挙人名簿に登録しなければならないとされていることから、本日3日に登録を行うとともに、同法施行令第22条第1項の規定により、選挙人の数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

	(名簿登録者数)	(男)	(女)
令和6年6月1日	491,755人	224,648人	267,107人
令和6年3月1日	494,136人	225,759人	268,377人
増 減	▲2,381人	▲1,111人	▲1,270人

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数の告示について

定時登録を行った選挙権を有する者の数に基づき、住民の直接請求に連署を要する数について、告示を行います。

法律名	条項	項目	算出根拠	告示する数
地方自治法	第74条第1項	条例の制定、改廃の請求	1/50	9,836人
	第75条第1項	事務監査の請求		
	第76条第1項	議会の解散の請求	40万を超える数の1/6に40万の1/3を加えた数	148,627人
	第80条第1項	議員の解職の請求		
	第81条第1項	長の解職の請求		
	第86条第1項	主要公務員の解職の請求		
市町村の合併の特例等に関する法律	第4条第1項	合併協議会設置の請求	1/50	9,836人
	第5条第1項	同上(関係市町村からの請求)		
	第4条第11項	投票の請求	1/6	81,960人
	第5条第15項	同上(関係市町村からの請求)		

地方教育行政 の組織及び運 営に関する法 律	第 8 条 第 1 項	教育長等の解職の請求	40 万を超え る数の 1/6 に 40 万の 1/3 を加えた数	148,627 人
---------------------------------	-------------	------------	--	-----------

(3) 公職選挙法第 28 条第 2 号及び第 3 号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

第 2 号（本市を転出後、4 箇月を経過した者）

抹消対象者 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までの表示者（転出者）
 抹消対象期間 令和 6 年 5 月 2 日から令和 6 年 6 月 1 日まで
 抹消対象者数 男 374 人 女 370 人 合計 744 人

第 3 号（在外選挙人名簿への登録の移転）

抹消対象者 女 1 人（フィリピン共和国への転出） 計 1 人

(4) 公職選挙法第 30 条の 6 の規定による在外選挙人名簿への登録について

公職選挙法第 30 条の 5 第 4 項の規定による、国外転出時に在外選挙人名簿への移転登録の申請を行った者 1 人（フィリピン共和国へ出国（女 1））を登録します。

また、今回の抹消者はいませんでした。

前回までの登録者	243 人
今回の新規登録者	1 人
今回の抹消者	<u>0 人</u>
登録者総数	244 人

(5) 公職選挙法施行令第 23 条の 16 第 1 項において準用する同法施行令第 22 条第 1 項の規定による在外選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

6 月 1 日現在の在外選挙人名簿登録者数を県選挙管理委員会へ報告するものです。なお、報告は、県規程に基づき、衆議院議員小選挙区選挙における選挙区ごとに行います。

	(男)	(女)	(計)
第 1 区	67 人	135 人	202 人
第 2 区	11 人	31 人	<u>42 人</u>
合 計	78 人	166 人	244 人 (3 月比 -2 人)

(6) 鹿児島県知事選挙における期日前投票所の設置及び日時のご示について

公職選挙法第48条の2第6項により読み替えて適用される同法第40条の2第2項及び第41条第1項の規定に基づき、県知事選挙における期日前投票所の場所及び日時について告示するものです。

※別紙参照

(7) 鹿児島県知事選挙における投票記載所の候補者氏名等掲示の順序を定めるくじの実施方法及びくじの実施日時等の告示について

公職選挙法第175条第3項の規定により、氏名等掲示の順序は、市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに行うくじで定めることとされています。

このくじの実施方法について定めるとともに、くじの日時、場所について、県実施規程に基づき予め告示するものです。

日 時 令和6年6月20日(木) 午後5時15分
場 所 鹿児島市選挙管理委員会室(市役所別館3階)

(8) 鹿児島県知事選挙に伴う個人演説会等開催申出が競合した場合のくじの実施及びくじの実施日時等の告示について

公職選挙法第163条に基づく個人演説会等の開催申出が競合した場合は、同法施行令第113条において、選挙管理委員会がかくじで定めることを規定していることから、このくじの方法を定めるとともに、市個人演説会等開催手続規則第6条第1項の規定により、くじの実施日時及び場所を予め告示するものです。

日 時 令和6年6月20日(木) 午後5時30分
場 所 鹿児島市選挙管理委員会室(市役所別館3階)

(9) 鹿児島県知事選挙における選挙人名簿登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、選挙人名簿の登録の移替えを当該選挙の期日後に延期する期間を次のように定めます。

延期する期間 令和6年6月7日から同年7月7日まで

(10) 鹿児島県知事選挙におけるポスター掲示場設置数減数について

公職選挙法第144条の2第2項ただし書きの規定により、7月7日執行の鹿児島県知事選挙におけるポスター掲示場の数を減ずるため、県選挙管理委員会と協議するものです。

法定掲示場数	減数しようとする数	減数後の設置数
1, 146	400	746

(参考)

- ・令和6年4月14日鹿児島市議会議員選挙 746箇所
- ・令和2年7月12日鹿児島県知事選挙 746箇所

(11) その他

鹿児島市議会議員選挙における選挙公報の掲載誤りに係る職員の処分について